逗子市の環境

～逗子市環境基本計画 年次報告～

令和７度版

（令和６年度実績）

逗子市環境都市部環境都市課

・・・・ はじめに ・・・・

この報告書は、逗子市環境基本条例第 10 条に規定された「環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書」として、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項に規定された「地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況」に位置付けられるもので、主に前年度の実績等を踏まえ作成し、公表するものです。

・・・・ 目　次 ・・・・

１．逗子市の概要について 3

２．逗子市の環境政策について 4

３．分野ごとの取組について 5

3-1.自然を大切にするまち 5

3-2.廃棄物による環境負荷の少ないまち 12

3-3.カーボンニュートラルを実現するまち 18

3-4.暮らしと景観に配慮したまち 20

４．市民活動の促進と推進体制について 23

５．環境マネジメントシステムについて 26

６．地球温暖化対策実行計画の推進について 26

1．逗子市の概要について

1-1.地勢、人口などについて

逗子市は、総面積 17.28 平方キロメートル、人口約 5 万 5 千人のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

神奈川県の南東部、三浦半島の入口に位置し、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町、東は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。三方を山に囲まれているため他市町とはトンネルでつながり、中央部を東から西へと田越川が流れています。また、東西にＪＲ横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ区域を二分しています。

1-2.土地利用の状況について

○市街化区域及び市街化調整区域（平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号）

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積（ヘクタール）	832	896	1,728

○用途地域指定状況（令和元年 9 月 19 日市告示第 132 号）

用地地域の種類	面積（ヘクタール）	構成比（%）
住居系（第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域）	774	93.0
商業系（近隣商業地域、商業地域）	56	6.7
工業系（準工業地域）	1.9	0.3
合計	約 832	100

1-3.気象状況について

令和 6 年中の平均気温、降雨量　（「2025 消防年報（令和 7 年版）」より）

月	1	2	3	4	5	6	
平均気温（℃）	7.9	10.0	10.2	16.5	19.4	22.6	
降雨量（mm）	24.5	56.0	199.5	105.0	175.5	323.0	
月	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温（℃）	27.9	28.8	26.7	21.0	14.4	8.9	17.9
降雨量（mm）	57.5	177.0	56.5	139.0	159.5	0	1,473.0

２．逗子市の環境政策について

逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定める計画である「第二次逗子市環境基本計画」において、次のように定めています。

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るため、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「カーボンニュートラルを実現するまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の４つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

（「第二次逗子市環境基本計画」９ページ抜粋）

この考えに基づき、年次報告書におきましても、4 つの分野ごとに、事業の進捗を記載します。

3．分野ごとの取組について

3-1.自然を大切にするまち

（1）緑

施策の方向	○「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種緑施策を展開する（緑政課） ・都市公園や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課） ・公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課） ・都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課） ・適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導する。（まちづくり景観課・緑政課）

1　緑地の保全　【緑政課】		
2029 年度の目標	1-1 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2023 年度末）
民有緑地維持管理助成事業を新設し、民有緑地の保全に努めている。		62.9%
2029 年度の目標	1-2 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
特筆すべき取組はなし		1 地区指定済み
2029 年度の目標	1-3 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
特筆すべき取組はなし		指定されている

2　公園の整備・維持管理　【緑政課】		
2029 年度の目標	2-1（仮称）池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
米軍との共同利用地として適切に維持管理している。		2015 年２月に池子の森自然公園開園 防災拠点としての想定はない
2029 年度の目標	2-2 市民１人あたり都市公園面積が 10 ㎡（平方メートル）になる。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
誰でもが安全で快適に利用できるように適切に維持管理している。		16.40 ㎡
2029 年度の目標	2-3 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
里親契約を結ぶ者に消耗品を支給している。		56.0%（47 公園）

（２）水辺（河川・海）

施策の方向	○安全で、生態系に配慮した、誰もが河川に親しむことができる整備を進める（都市整備課） ○公共下水道への接続及び分流化を促進する（下水道課） ○国際環境認証ブルーフラッグの継続取得により、持続可能で良質な地域資源として、だれもがファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き継いでいくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用への誘導に取り組む（経済観光課） ○関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

1　海岸の維持管理　【経済観光課】		
2029 年度の目標	1-1 国際環境認証ブルーフラッグを継続して取得している。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
○逗子小学校５年生、池子小学校４～６年生、沼間小学校６年生を対象にブルーフラッグについての出張授業が行われたほか、海岸組合やウォーターパーク、インターアクトクラブ、民間企業などのビーチクリーンイベントでブルーフラッグの紹介が行われた。 　ブルーフラッグ取得３年目となり、昨年に引き続き広報活動に注力し、市ホームページや広報ずしでの周知に加え、海岸中央にブルーフラッグ情報掲示板を海岸組合の協力により設置し、来場者がブルーフラッグ関連情報を一目で確認できるようにした。また、JR 逗子駅改札前及び海岸組合事務所にブルーフラッグ取得の横断幕を設置や６月 22～23 日に行われた逗子環境展で市の環境に対する取組の一つとして、ブルーフラッグに関する展示を行った。 ○現在の砂浜面積を維持するため、神奈川県に対し、養浜対策を実施要請した。		○逗子海岸営業協同組合と協働で、国際環境認証「ブルーフラッグ」を３年連続で取得することができた。 ○投入量 1920 ㎥

2　河川の維持管理　【都市整備課】		
	2029 年度の目標	2-1 河川の親水施設を 4 箇所整備する。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	・県管理の２級河川部分への親水施設等の整備について、自治会等から要望書を受理した。現在、県が河川管理用通路の整備を行っており、令和７年度に完了予定と聞いているため、工事後の親水施設等の整備や利用について、引き続き協議を行った。	親水施設整備済箇所数　３箇所
	2029 年度の目標	2-2 アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が６か所となる。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	河川等の清掃のご協力の意思がある方には、アダプトプログラムへの参加を促している。	河川管理の箇所数　５か所
3　公共下水道の維持管理　【下水道課】		
	2029 年度の目標	3-1 水洗化率が 99%になっている。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	公共下水道への接続促進として、PR 用品であるマンホールカードの配布や使用済みマンホール販売などを行い、まず公共下水道に興味を持ってもらうことで、下水道への接続の促進を図った。 また、未水洗家屋の水洗化について理解を求めるとともに、改造費用に対する融資あっせんや利子補給の助成制度について説明を行った。 ＊未水洗戸数 2023 年度末：171 戸 ⇒ 2024 年度末：165 戸	100%

（３）動植物（生物多様性）

施策の方向	○生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、都市整備課） ○逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクトを推進する（経済観光課） ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、国、県等の調査や計画に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む（緑政課） ○「ずしし環境会議」等の実施する自然観察会の活動への支援等による市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の教育関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境都市課）

1　様々な生態系の体験　【経済観光課】		
2029 年度の目標	1-1 自然の回廊を活用したイベントを複数回支援している。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
○観光協会と協働し、歴史的観点から見た自然の回廊ハイキングイベントを実施し、新たな側面としての魅力を発信し、ホームページでモデルコースとして紹介した。 ○観光関連イベントとして、市観光協会「逗子旅＋プロジェクト関連ウォーキング」を１回、JR 東日本主催「駅からハイキング」「駅からサイクリング」を各１回、計３回の自然の回廊を活用したイベントの開催に協力した。 ○案内マップの配布や案内板の維持管理等での周知活動に加え、自然の回廊プロジェクトメンバーと協働で展示用回廊マップを作成し、体験学習施設スマイルでの常設展示を行った。		説明板の設置はできなかったが観光協会との協働により自然の回廊の新たな魅力を発掘し、またチラシの配架する場を広げるなど、多くの人が自然の回廊を認知する機会を設けることができた。

2　環境学習　【環境都市課】		
	2029 年度の目標	2-1 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	さかな観察会及び植物観察会を合計５回実施した。	参加者合計　116 人
	2029 年度の目標	2-2 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	・逗子小学校　129 人 ・池子小学校　52 人 ・逗子中学校　102 人 ・久木中学校　191 人 ・沼間中学校　81 人 ・教員向け	小学校、中学校及び教員向けに市民団体等による出前授業を実施した。

3-2.廃棄物による環境負荷の少ないまち

（１）発生・排出抑制　～リデュース、リユース～

施策の方向	○「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課） ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課） ・事業系ごみ処理は、ごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課） ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器等の一層の普及を図る（資源循環課） ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課） ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

発生・排出抑制　【資源循環課】		
2029 年度の目標	1-1 市民１人当たりのごみ排出量が１日当たり 797 グラム以下になっている。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2023 年度末）
広報ずし、市ホームページ、生ごみ分別収集・資源化についての市民説明会において、ごみ発生・排出の抑制について周知・説明を行った。事業系ごみ処理手数料について、ごみ処理原価と近隣市町の状況を踏まえたごみ処理手数料の適正化を図るため、手数料改定に向けて逗子市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、2024 年３月に答申を受け、同年９月の逗子市議会第３回定例会において、条例改正議案を提案し可決された。広報ずしや市ホームページでの周知の他、逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者、逗子市商店街連合会に個別に周知し、関係事業者への周知の協力を得た。また、逗子市商工会を通じてチラシの配布による周知を図った。2025 年４月１日から改定後の金額（10kg 当たり 350 円）を適用した。		771ｇ/人・日
2029 年度の目標	1-2 家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ 9,010 件以上になっている。	

	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	家庭用生ごみ処理容器等の助成制度について、市ホームページ、広報ずしによる周知、生ごみ分別収集・資源化についての市民説明会でチラシの配布を行い、普及促進を図った。　　助成制度をより適正に運用するため、電動式生ごみ処理機については、耐用年数を考慮し、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度から５年が経過した後に、再度電動式生ごみ処理機の申請を可能とすること、非電動式生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機ともに申請期限は購入後１年以内とすることについて、逗子市廃棄物減量等推進審議会の意見聴取を行い、2025 年１月にパブリックコメントを実施した。2025 年４月１日から要綱を改正した。	8,425 件

（２）資源の再生利用　～リサイクル～

施策の方向	○「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課） ・分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課） ・資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課） ・資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課） ・市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課） ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）

1　生ごみの資源化　【資源循環課】			
	2029 年度の目標	1-1 家庭用生ごみ処理容器等の助成件数が延べ 9,010 件以上になっている。	
	2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
	家庭用生ごみ処理容器等の助成制度について、市ホームページ、広報ずしによる周知、生ごみ分別収集・資源化についての市民説明会でチラシの配布を行い、普及促進を図った。助成制度をより適正に運用するため、電動式生ごみ処理機については、耐用年数を考慮し、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度から５年が経過した後に、再度電動式生ごみ処理機の申請を可能とすること、非電動式生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機ともに申請期限は購入後１年以内とすることについて、逗子市廃棄物減量等推進審議会の意見聴取を行い、2025 年１月にパブリックコメントを実施した。2025 年４月１日から要綱を改正した。		8,425 件
2　その他の廃棄物の資源化　【資源循環課】			
	2029 年度の目標	2-1 資源化率が 61.4 パーセント以上になっている。 最終処分率が 0.3 パーセント以下を維持している。	
	2024 年度の取組内容		達成状況 （2023 年度末）

	製品プラスチック、紙おむつ等の新たな資源化品目の追加について、他自治体や国の動向等を見据え、民間への業務委託について継続して検討した。生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会の中で、ごみの減量化・資源化の推進について説明し、分別徹底について周知を図った。逗子市廃棄物減量等推進員や自治会・町内会に対し、資源回収ネット容器の使用について引き続き周知を進め、資源物の回収促進を図った。2024 年度は生ごみの分別収集・資源化を開始する計画としていたが、開始時期の延期により資源化率の進捗に遅れが出ている。	資源化率：44.9% 最終処分率：0.4%
	2029 年度の目標	2-2 燃やすごみに含まれる紙ごみが 36.7 パーセント以下になっている。 ※現在燃やすごみに含まれている生ごみを分別収集することで、燃やすごみ全体量が減量するため、燃やすごみに含まれている資源化できる紙類の混入３割減を指標とし、生ごみ分別収集実施後の組成として試算。
	2024 年度の取組内容	達成状況 (2024 年度末)
	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会の中で、燃やすごみを減らすために資源化できる紙ごみの分別徹底について周知を図った。 2024 年度は生ごみの分別収集・資源化を開始する計画としていたが、開始時期の延期により、生ごみ分別収集実施前の燃やすごみに含まれる紙ごみの組成として計算している。	35.1%（生ごみ分別収集実施前）
	2029 年度の目標	2-3 生ごみ分別率が 70 パーセント以上を維持している。
	2024 年度の取組内容	達成状況 (2024 年度末)
	2024 年度は生ごみの分別収集・資源化を開始する計画としていたが、開始時期を延期した。	未実施

（３）適正処理

施策の方向	○「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター） ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター） ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター） ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

1　適正なごみ処理		
2　施設の維持　【資源循環課】		
	2029 年度の目標	2-1 環境クリーンセンター焼却施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、年間 20,000ｔの焼却処理を行っている。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	焼却施設の定期補修工事を実施したほか、設備機器の劣化状況に基づいた計画的な整備（補修、交換等）を行った。一般廃棄物収集・運搬業務委託、焼却灰の資源化業務委託等について、役割分担を明確にし、計画的に推進した。	葉山町可燃ごみ全量を受入れ共同処理を実施 鎌倉市可燃ごみの試行受入れを実施
3　ごみ処理の広域連携の推進　【資源循環課】		
	2029 年度の目標	3-1 鎌倉市の可燃ごみの一部を受入れ広域処理を行っている。葉山町の生ごみ資源化処理施設での生ごみ資源化共同処理を行っている。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	２市１町で広域連携に係る協議を行った。生ごみの分別収集・資源化に向けた取り組みとして、地方自治法に基づく葉山町への事務委託を行うため、事務委託議案を提案し令和５年逗子市議会第３回定例会において可決された。2025 年３月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定し、生ごみの分別	未実施

	収集・資源化の方法等について各地域で市民説明会を開催し広く周知を図っていたが、葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、開始時期を延期した。 地方自治法に基づく事務委託により鎌倉市の可燃ごみの一部を逗子市が受け入れ、共同処理を開始するため、令和６年逗子市議会第４回定例会に事務委託議案を提案し可決された。円滑に共同処理を開始するため、2024 年度に試行受入れを通して、搬入ルート、搬入時間などの検証を行い、鎌倉市と十分に調整を図った。また、2024 年６月に鎌倉市からの可燃ごみ試行受け入れに関する市民説明会（池子会館、市役所）を開催する等、市民周知を図った。	

3-3. カーボンニュートラルを実現するまち

（１）省エネルギーの推進

施策の方向	○「逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、温室効果ガス排出量削減に取り組む（環境都市課） ○市民・事業者による温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境都市課） ○「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（環境都市課）

温室効果ガス排出の削減　【環境都市課】		
2029 年度の目標	1-1 市内の電力を使用する全ての市所有（管理）施設において、再生可能エネルギー100%の電気を導入する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
当該年度の新規導入は無かったが、目標に向け新規導入先となる施設を検討した。		16 施設（68.6%）
2029 年度の目標	1-2 市全体について、温室効果ガス排出量を 2013 年度と比較して 46%削減する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2022 年度末）
環境問題に関する意識啓発を図るため、ずしし環境会議とイベント、講演会、出前授業などを実施した。 さらに、再生可能エネルギーの利用及び温室効果ガス排出量削減を促進するため、カーボンニュートラル推進補助金を交付した。		【温室効果ガス排出量】 2013 年：218 千 t-CO2 2022 年：178 千 t-CO2 【削減率】 18.35%削減

（２）再生可能エネルギーの利用促進

施策の方向	○公共施設の再生可能エネルギー設備を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課） ○市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境都市課）

再生可能エネルギーの促進　【環境都市課】		
	2029 年度の目標	1-1 市所有（管理）施設のうち設置可能な建築物等の 50%以上に太陽光発電設備等を導入する。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2024 年度末）
	令和５年度公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査の結果を踏まえ、逗子小学校への設備更新に向け、既存設備撤去工事を実施した。	導入率　60% 設置可能施設　20 施設 設置済施設　12 施設
	2029 年度の目標	1-2 市全体について、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備が 23MW以上稼働している。
	2024 年度の取組内容	達成状況 （2023 年度末）
	カーボンニュートラル推進補助金を交付した。	5.2MW 稼働

3-4.暮らしと景観に配慮したまち

（１）良好な景観

施策の方向	○「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等を適正に運用、実施する（まちづくり景観課） ・建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり景観課） ・関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり景観課） ・市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり景観課）

良好な景観　【まちづくり景観課】		
2029 年度の目標	1-1 「まちなみデザイン逗子」を活用した啓発活動を年３回以上実施する。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
・逗子環境展展示 ・逗子葉山高校模型製作ワークショップ ・景観まちあるき ・景観シンポジウム ・逗子トモイクフェスティバル展示		「まちなみデザイン逗子」を活用した啓発活動を年５回実施した。

（２）暮らしのための基盤整備

施策の方向	○逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり景観課） ○狭あい道路の整備を進めるとともに、逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき、安全安心に移動できる道路整備を進める（都市整備課） ○路面電車やミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境都市課） ○関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

暮らしのための基盤整備　【都市整備課】		
2029 年度の目標	1-1 金沢新道踏切について改良工事が完了している。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
・ＪＲ、県、市で改良工事に関する覚書を締結した。 ・ＪＲによる改良工事の設計を行った。		令和７年度より改良工事に着手する予定であり順調である。
2029 年度の目標	1-2 狭あい道路の整備を進め、3,781 ﾒｰﾄﾙ整備済みとなっている。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
狭あい道路整備工事を 94 ﾒｰﾄﾙ整備した。		総延長 3,061 ﾒｰﾄﾙが整備済みとなった。
2029 年度の目標	1-3 防災工事費助成件数が 2023 年度からの累計で 182 件になっている。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
防災工事費助成を 10 件行った。		累計件数　25 件

（３）生活環境の諸問題

施策の方向	○生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（資源循環課、都市整備課、下水道課） ○環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター） ○生活環境を向上するため、「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（環境都市課）

生活環境の諸問題　【資源循環課】		
2029 年度の目標	1-1 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。	
2024 年度の取組内容		達成状況 （2024 年度末）
光化学スモッグ注意報等の発令時の対応（県実施伝達訓練１回、注意報発令３回）、公害事案の処理（28 件）をした。深夜花火禁止条例に係る啓発等として、広報板への掲示、花火販売店舗へのちらし掲示依頼及び横断幕の設置（逗子海岸中央入口、渚橋）を行った。		目標を達成している。

４．市民活動の促進と推進体制について

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を広げていくためには、市とともに逗子市環境基本計画を推進している「ずしし環境会議」を中心に、環境に関心がある市民、既に環境活動を行っている市民やグループ、それにこれまであまり取り組んでこなかった市民・事業者等も加わって、ネットワーク化を図り、協力して取り組んでいくことが必要です。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする多くの市民団体等の活動を支援し、また、それらの市民団体等同士が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

また、市の次世代を担う子どもたちへの取り組みも重要です。子どもたちに直接伝えることのできる出前授業をはじめとする環境教育への支援や、環境の大切さを子どもたちに伝えていく主体となる様々な世代が環境について知識を深めることができる体制づくりにも取り組んでいきます。

4-1.環境月間について

（１）逗子市環境展・ずしし環境会議展

逗子市環境基本計画の目的を推進し、市民の環境問題に係る意識の向上を図るため、６月の環境月間にあわせ、市の環境政策や、ずしし環境会議、一般公募団体による環境に関する取組の展示をしました。

【1】期　　間　　令和６年６月 22 日（土）～６月 23 日（日）
10：00～16：00

【2】会　　場　　逗子文化プラザホール ギャラリー

【3】展示内容

①市の環境政策の展示

②一般公募による環境への取組の展示

・メルテック株式会社

・鈑金工業株式会社



（２）ずしし環境会議による出店

逗子市環境基本計画・行動等指針の目的を推進し、市民の環境問題についての意識向上を図るため、６月の環境月間にあわせ、市とともに環境基本計画を推進するパートナーである「ずしし環境会議」が活動内容の展示やワークショップを実施しました。

【1】期　　間　　６月 22 日（土）～６月 23 日（日）10：00～16：00

【2】会　　場　　逗子市民交流センター

【3】実施内容　　まちなみと緑の創造部会、二酸化炭素削減部会、ごみ問題部会の部会ごとに、パネル展示やワークショップ、講演会を実施





4-2.かんきょう講演会について

逗子市環境基本計画の推進を目的として、「ずしし環境会議」の企画・立案により、講演会を行いました。

それぞれの分野の学識経験者等を講師として講演会を開催することで、市民の意識啓発を通じて、逗子市環境基本計画の推進を図るものです。

「海藻はいきものたちのゆりかご～逗子海岸　これまでとこれからに向けてのちょっといいお話～」

（講　師）高橋　昭善氏（相模湾海藻調査会）

（日　時）令和７年２月 23 日（日）14:00～16：00

（参加者）55 名

（場　所）市民交流センター　第２・３会議室、後日 YouTube 配信

4-3.出前授業について

ずしし環境会議の二酸化炭素削減部会が、市内の小中学校等に出向いて出前授業を行いました。

実施日	対象	部会	内容
令和６年５月 28 日	逗子小学校５年生 （４クラス　129 名）	二酸化炭素削減	楽しく実験。見つけよう私にできるエコ
令和６年８月 20 日	教員向け夏期講習会	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策 再生可能エネルギーについて 省エネルギー出前授業紹介
令和６年９月 13 日	池子小学校５年生 （２クラス　52 名）	二酸化炭素削減	楽しく実験。見つけよう私にできるエコ
令和７年２月４日	逗子中学校２年生 （３クラス　102 名）	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策
令和７年２月 17 日・18 日	久木中学校３年生 （５クラス　191 名）	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策
令和７年２月 19 日	沼間中学校３年生 （２クラス　81 名）	二酸化炭素削減	地球温暖化の現状と対策

５．環境マネジメントシステムについて

本市は、平成 13 年２月に国際規格ＩＳＯ１４００１の認証を取得し、事務事業等での環境負荷への低減を図ってきました。職員の間に環境に対する意識が浸透し、一定の効果が得られたことから、平成 21 年２月 27 日に認証を返上しました。

平成 21 年度からは、逗子市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市全体で取り組む目標と、各課の職務に応じた目標を設定し行動しています。行動した後には点検し、見直しをすることで、環境負荷の低減を図っています。（平成 29 年度以降、制度見直しにより休止中）

６．地球温暖化対策実行計画の推進について

本市は、地球温暖化防止に向けた取組みを推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2017 年（平成 29 年）に区域の自然的、社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための実行計画として「逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、2008 年（平成 20 年）に市の実施する事務事業に関わる地球温暖化対策の計画として「逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化防止に向けた取組を推進してきました。令和５年度には、逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の期間満了に伴い、逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を一元化し、昨今の地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画とする改定を行いました。

１.区域施策編について

（１）目標

計画の期間は、「第二次逗子市環境基本計画」との整合性を考慮し、2017（平成 29）年度から 2038（令和 20）年度までの 22 年間としています。

本市全域から排出される温室効果ガスを、2038（令和 20）年度において、2013（平成 25）年度比で 70％削減することを目標として定めています。（2030（令和 12）年度においては、基準年度比で 46％削減を目標としています。）加えて、2038（令和 20）年度において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備が 25.1MW 以上稼働していることも目標として定めています。（2030（令和 12）年度においては、23MW 以上の稼働を目標としています。）

（２）基準年度と 2022（令和４）年度の比較

2022（令和４）年度における市内から排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭

素換算排出量）は 178 千 t-C02 でした。基準年度の 218 千 t-C02 からは、18.3%削減となりました。

※３か年度以前の結果が公表される、環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイトの現況推計値を用いて集計。小数点以下の処理により、各項目の和と合計が合致しないことがあります。

項目	（基準年度）平成 25 年度	令和３年度	令和４年度	基準年度比
産業部門	3 千 t-C02	5 千 t-C02	4 千 t-C02	33%増
家庭部門	81 千 t-C02	69 千 t-C02	70 千 t-C02	14%減
業務その他部門	77 千 t-C02	55 千 t-C02	54 千 t-C02	30%減
運輸部門	52 千 t-C02	41 千 t-C02	43 千 t-C02	17%減
廃棄物分野	4 千 t-C02	7 千 t-C02	7 千 t-C02	75%増
合計	218 千 t-C02	176 千 t-C02	178 千 t-C02	18.3%減

２.事務事業編について

（１）目標

2013（平成 25）年度を基準年度とし、2038（令和 20）年度までに本市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量を、70%削減することを目標として定めています。（2030（令和 12）年度おいては、基準年度比で 46%削減を目標としています。）

（２）基準年度と 2024（令和６）年度の比較

2024（令和６）年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量・調整後排出係数を使用）は 7,711t-C02 でした。基準年度の 12,088t-C02 からは、36.2%削減となりました。

項目	（基準年度）平成 25 年度	令和５年度 調整後排出係数	令和６年度 調整後排出係数	基準年度比
エネルギー起源の温室効果ガス排出量（電気、ガス、灯油、公用車でのガソリンなど）	7,828t-C02	3,861t-C02	2,823t-C02	64%減
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	4,260t-C02	4,433t-C02	4,888t-C02	15%増
合計	12,088t-C02	8,294t-C02	7,711-C02	36.2%減